

# 民 法 講 座

## 研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

民法の知識を身に付け、業務に役立てる。

- 民法を基礎から学びます。
- 民法の諸原則への理解を深めます。
- 業務における私法上の諸問題に対応する能力の向上を図ります。

期日	1日目	令和5年12月11日(月) 10時～16時30分 ※オリエンテーション：9時45分開始			
	2日目	令和5年12月12日(火) 9時30分～16時30分			
	3日目	令和5年12月18日(月) 9時30分～16時30分			
会場	Z o o mを利用したオンライン研修			講師	学識経験者等
対象	一般職員 民法の基礎知識を学びたい、契約や相続の知識を深めたい、業務や日常生活の背景にある法的根拠を知りたい といった方			計画人員	50人

## 研修の概要

社会生活におけるルールを定める民法は、自治体職員が習得すべき法律の一つです。当講座では、民法の諸原則を理解するとともに、自治体の実務に関わりが深い部分について学びます。また、事例や判例の研究を通して、実務における私法上の諸問題に的確に対応できる能力の向上を図ります。

☆当研修はZ o o mを使用したオンライン研修です。

## タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 が インテ- リ- ン				民法総則		
						休憩		
2日目						物権法		
						休憩		
3日目						債権法、家族法		
						休憩		

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

## 受講者の声

- ・ 法律に不得手な人にも分かりやすく法律とは何なのかを示してくれた。
- ・ 説明が分かりやすく、法律が好きになる講義の進め方でした。民法について興味が湧きました。
- ・ 民法は公務だけでなく私生活にも深く関係しているため、今後の生活にも有意義でした。内容豊富でさまざまな知識を得られました。

## ■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階  
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031  
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp  
HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

## ■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)  
合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図